



白神ねぎのん ©能代市

能代市から転出される方へ

転出の手続きについてご案内します。 問い合わせ 市民保険課 ☎0185-89-2133

- ・新しい住所に住み始めた日から**14日以内**に新住所地の市区町村役場で転入届をしてください。
- ・転入届の際には、転出時に能代市で発行した「転出証明書」が必要です。
- ・マイナンバーカードまたは住基カードによる転入届の特例を受ける方には、転出証明書は交付されません。
- ・転入届の際に、マイナンバーカードまたは住基カードの提示と暗証番号の入力が必要です。

マイナンバー：「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「マイナンバー記載の住民票・記載事項証明書」

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当 ✓	済 ✓
	必要なもの		
国民年金に加入されている方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2168		
これまで厚生年金や共済に加入または国民年金3号被保険者であった方で、新住所地での1号加入する場合は「厚生年金（被扶養者）資格喪失証明書」や「離職票」が必要な場合があります。			
年金を受給されている方・これから受給される方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2168		
能代市での手続きは不要です。			
国民健康保険に加入されている方	市民保険課 国民健康保険係(本庁1階) ☎0185-89-2166		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 ※これまで国保以外の健保に加入していた方：新住所地での国保加入手続きには「健康保険資格喪失証明書」が必要な場合があります。	☐ 転出前の資格確認書等 ☐ マイナンバー（本人・世帯主）		
後期高齢者医療制度に加入されている方	市民保険課 後期高齢者・福祉医療係 （本庁1階） ☎0185-89-2159		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 ※県外への転出の場合、「負担区分証明書」を発行しますので転出先へ提出してください。	☐ 転出前の資格確認書等 ☐ マイナンバー（被保険者）		
介護保険被保険者証をお持ちの方	長寿いきがい課 介護保険係(本庁1階) ☎0185-89-2157		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 ※介護認定を受けている方は、転出先でその旨をお伝えください。			
福祉医療費受給者証(マル福カード)をお持ちの方	市民保険課 後期高齢者・福祉医療係 （本庁1階） ☎0185-89-2159		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。	☐ 転出前のマル福カード ※転出先での手続きに、「所得課税証明書」が必要な場合があります。転出先へご確認ください。		
印鑑登録されている方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2133		
総合窓口⑩～⑫番に登録証をご返却ください。			

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当 ✓	済 ✓
	必要なもの		
マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階) ☎0185-89-2133		
能代市での手続きは不要です。転出先で継続利用処理と追記欄への新住所等の記載を行ってください。 全員分のマイナンバーカードを必ず転出先の市町村へご提示ください。 ※新住所地に住み始めてから14日、または転出予定日から30日を経過してから転入届を出された場合、マイナンバーカードが失効しますので、ご注意ください。			
児童手当	子育て支援課 こども福祉係(本庁2階) ☎0185-89-2946		
総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 ※転出先での手続きは、転出予定日の翌日から15日以内に行ってください。単身赴任の方は、転出先でご家族のマイナンバーも必要となります。 ※公務員の方は、職場にお問い合わせください。			
小・中学校に在学している児童・生徒がいる方	学校教育課 学校教育係 (二ツ井町庁舎2階)☎0185-73-5281		
在学中の学校から在学証明書等の書類をもらってください。(転校先で必要です。)			
緊急通報装置(ふれあい安心電話)を利用している方、配食サービスを受けている方(休止中を含む)	長寿いきがい課 長寿社会係(本庁1階) ☎0185-89-2156		
長寿いきがい課⑯～⑳番で手続きをしてください。			
認知症高齢者等見守りシールを利用していた方	長寿いきがい課 地域ケア推進係(本庁1階) ☎0185-89-5355		
長寿いきがい課⑯～⑳番で手続きをしてください。			
身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療・精神通院)をお持ちの方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
能代市での手続きは不要です。転出先で住所変更の手続きをしてください。 ※転出先が施設等の方は、能代市で住所変更の手続きが必要な場合がありますので、福祉課⑲～㉔番へお越しください。			
障害福祉サービス受給者証・障害児通所受給者証をお持ちの方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
福祉課⑲～㉔番に受給者証をご返却ください。 ※障害支援区分の認定を受けている場合、福祉課⑲～㉔番で「障害支援区分認定証明書」を発行しますので転出先へ提出してください。			
特別障害者手当、障害児福祉手当等を受給されている方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
福祉課⑲～㉔番で手続きをしてください。			
特別児童扶養手当を受給されている方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) ☎0185-89-2153		
福祉課⑲～㉔番で手続きをしてください。			
児童扶養手当を受給されている方	子育て支援課 こども家庭センター(本庁2階) ☎0185-89-2947		
子育て支援課で手続きをしてください。 ※転出先で手続きが必要な方は、速やかに行ってください。			

手 続 き ・ 内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当 ✓	済 ✓
	必要なもの		
保育所へ入所されている方	子育て支援課 こども福祉係(本庁2階) ☎0185-89-2946		
転出後も継続して入所を希望する場合は、子育て支援課で手続きをしてください。 ※保育所で退所手続きをされた方は不要です。			
妊娠中の方、産後6か月未満の方	子育て支援課 こども家庭センター(本庁2階) ☎0185-89-2948		
能代市での手続きは不要です。転出先で妊産婦健診の受診票の交付を受けてください。 能代市の受診票は、転出日から使用できません。			
妊婦支援給付金	子育て支援課 こども家庭センター(本庁2階) ☎0185-89-2948		
妊婦給付認定を受けた方で、給付金（1回目または2回目）を受け取っていない方は、子育て支援課で手続きをしてください。転出後に支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。			
能代市すまいる♡めんchoco定期便を利用されている方	子育て支援課 こども家庭センター(本庁2階) ☎0185-89-2948		
0歳児の子どもがいる方で、能代市すまいる♡めんchoco定期便を利用されている方は、子育て支援課で手続きをしてください。			
移住支援金を受給した方	移住定住推進課 移住定住相談窓口「のしろ暮らし」（イオンタウン能代） ☎0185-74-6767		
能代市移住定住相談窓口（イオンタウン能代内または総合政策課）で手続きをしてください。	☐ 移住支援金交付決定通知書		
犬を飼育されている方	環境衛生課 環境衛生係(本庁2階) ☎0185-89-2174		
能代市内で所有者を変更する場合は、環境衛生課で手続きをしてください。転出先へ犬を連れていく場合は、能代市での手続きは不要です。転出先で変更の届出及び「鑑札」の交換が必要になりますので、転出先へお問い合わせください。			
市営墓地の使用者または代理人の方	環境衛生課 環境衛生係(本庁2階) ☎0185-89-2174		
送付先の変更手続きが必要となります。手続きによって必要なものが異なりますので、環境衛生課または二ツ井地域局環境産業課へお問い合わせください。	☐ 墓地使用者代理人の住民票		
市営住宅へ入居されている方	都市整備課 建設・住宅係(本庁2階) ☎0185-89-2194・2196		
都市整備課で手続きをしてください。	手続きの種類によって必要なものが異なります。お問い合わせください		
水道を中止される方	水道課 水道管理係(本庁2階) ☎0185-52-5221		
水道課で手続きをしてください。			
下水道使用者で井戸水をご使用の方	下水道課 下水道管理係(本庁2階) ☎0185-89-2202		
下水道課で手続きをしてください。 ※井戸水を使用している方は、使用人数により下水道使用料が変わります。			

